

光市住民票の写し等の不正取得に係る本人告知に関する要綱

平成24年6月27日

告示第138号

(趣旨)

第1条 この告示は、住民票の写し等の不正取得による個人の権利利益の侵害を防止し、不正取得の抑止を図るため、不正取得が行われた場合に当該不正取得された住民票の写し等の交付請求書に記載された被請求者にその旨を告知することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住民票の写し等 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に規定する住民票の写し(消除し、及び改製されたものを含む。)、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し(消除し、及び改製されたものを含む。)並びに戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する戸籍全部事項証明書(除かれたものを含む。)、戸籍個人事項証明書(除かれたものを含む。)、戸籍一部事項証明書(除かれたものを含む。)、戸籍謄抄本(除かれたもの及び改製されたものを含む。)、戸籍記載事項証明書(除かれたもの及び改製されたものを含む。)及び届出書の記載事項証明書をいう。

(2) 不正取得 偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、受けることをいう。

(3) 本人 住民票の写し等の交付請求書に記載された被請求者をいう。

(本人への告知)

第3条 市長は、住民票の写し等を取得した第三者が、住基法第47条第2号又は戸籍法第133条若しくは第134条の規定に該当する不正取得者であることが明らかになったときは、その旨を本人に告知するものとする。ただ

し、死亡その他の理由により、本人に告知できないときは、本人の戸籍の筆頭者又は住民票の世帯主に告知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、不正取得された住民票の写し等に係る交付請求書が保存年限を経過し、廃棄されているときは、告知しない。

(本人への告知の方法等)

第4条 前条の規定による告知は、住民票の写し等の不正取得に係る本人告知書(別記様式)により、速やかに行うものとし、原則として本人に対し面談等により、次に掲げる事項を説明するものとする。

(1) 不正取得に係る事実関係

(2) 住民票の写し等の交付の仕組み

(3) 光市個人情報保護条例(平成16年光市条例第12号)に基づく個人情報開示請求について

(4) 光市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知に関する要綱(平成24年光市告示第137号)に基づく登録について

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、住民票等の不正取得に係る本人への告知に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

